

小山工業高等専門学校サテライト・キャンパス運営委員会規程

制 定 平成22年 7月15日

(趣旨)

第1条 小山工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校が栃木市に設置するサテライト・キャンパスの運営を円滑に進めるため、小山工業高等専門学校サテライト・キャンパス運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 サテライト・キャンパスの運営に関する事。
- 二 サテライト・キャンパスにおける事業の実施計画に関する事。
- 三 その他目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 校長、副校長（総務主事）、副校長（教務主事）、副校長（学生主事）、副校長（寮務主事）、専攻科長、地域連携共同開発センター長
- 二 事務部長、総務課長、学生課長
- 三 その他校長が必要と認める者

2 前項各号の委員の任期は、本委員会の任務が達成するまでとする。

第4条 委員会は校長が招集し、その委員長となる。

第5条 委員長は、必要と認めるときは、実行委員会を置くことができる。

2 実行委員会に関して必要な事項は、別に定める

(事務)

第6条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成22年 7月15日から施行する。